
QA45 濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆ、などの濃縮食品は、実際に飲食される状態に希釈して、一般食品の基準値が適用されるのでしょうか

濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆなどの濃縮食品や、フリーズドライ食品、粉末スープ、即席みそ汁などの乾燥食品については、多様な製品が流通し、使用方法も様々であることから、原則として、製品状態で一般食品の基準が適用されます。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日